

厚生労働

子育てに安心を。人口減少社会の反転へ

子育ての負担軽減

子育て世帯の医療費の軽減を図るため、現行就学前まで2割となっている医療費の窓口負担について、18歳まで1割への軽減を目指します。

少子化対策の充実を図るため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化を進めます。(再掲)

安心できる出産支援

出産育児一時金を現行42万円から50万円へと引き上げるとともに、分娩費用の実情を踏まえた適切な出産費用の助成の在り方を検討します。

特定不妊治療助成制度の充実を図るとともに、不妊治療への公的支援を抜本的に拡充します。

流産や死産を繰り返し、子に恵まれない“不育症”について、母子手帳や学校教育などを通じて周知を図るとともに、不育症治療に対する研究促進や質の高い治療が受けられる医療機関の整備などの対策を強化します。また、経済的負担の軽減のための助成制度を設けます。

現行の妊婦健診14回分の公費助成を恒久化するとともに、基礎的な健診費用を賄うことのできる助成額の在り方について検討を進めます。

保育・子育て支援サービスの拡充

待機児童ゼロに向けた保育所の緊急整備を行うとともに、保育ママや延長保育、病児・病後児保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図ります。また、総合的な放課後児童対策の拡充を図るなど、社会全体で子どもを育む環境の整備を推進します。

つどいの広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など、地域子育て支援体制を充実させます。

認可外保育施設に関して、財政支援等により認可保育施設への移行を促進します。

認定こども園の整備を促進するため、子ども子育て支援法に基づく施設型給付等を通じた財政支援を強化します。また、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善を推進します。

育児休業等の充実

育児介護休業法を改正し、子の看護休暇制度の対象を就学後の児童に拡大するとともに、多様な働き方に対応した育児休業給付の見直しを行うなど、より利用しやすい制度へと改善します。

育児休業の取得や短時間勤務の導入を奨励するため、従業員 100 人未満の中小企業に対し、育児休業取得者 1 人当たりの助成を拡充します。

児童虐待対策の強化

児童相談所、市区町村に児童福祉司等の専門家の配置を拡充し、子育てなどのアドバイスをする「家庭訪問つき相談支援事業」を創設します。また、里親制度の推進も図ります。

児童養護施設・児童自立支援施設などの人員配置基準の見直し(1対3を目指す)や家庭的な養育である里親、ファミリーホームの拡充を進めます。